

## 第2章 犯罪被害の現状等について

### 1 佐賀県における事件・事故の概況

佐賀県内の過去10年間の全刑法犯の認知件数は、右肩下がり減少しており、平成29年中は、4,331件（前年比-758件）でした。

刑法犯認知件数のピークは平成15年の14,351件であり、これと比べると、平成29年は約69.8%の減少となっています。

全刑法犯のうち、平成29年中、殺人や強盗、強姦などの凶悪犯の事件は12件、暴行、傷害等の粗暴犯は、312件となっており、強制わいせつ等の風俗犯は45件となっています。

また、ストーカー行為やDV（配偶者らへの暴力）は平成29年中、警察が届出などで把握したものだけでも、ストーカー行為219件、DV276件となっています。

県内の人身交通事故の発生状況は、平成29年中、6,766件と前年比約970件減少し、負傷者数も8,933件と発生件数と同様減少しています。

また、交通死亡事故の死者数は36人（前年比+1人）となっています。

（※ 第5章 関係資料2 参照）

### 2 犯罪被害者等の置かれている現状

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭ったことで、生命を奪われ、また、家族等を失い、傷害を負ったりします。そして、こうした直接的な被害に加え、事件による精神的ショックや身体的不調、あるいは医療費や生活費などの経済的問題等間接的な被害にも悩まされています。

また、被害直後の平穏な日常生活を失った状態にあっても、行政機関に自ら赴いて様々な行政手続きを行うという大きな負担を抱えるほか、加害者に対する様々な公的保障に比べ、犯罪被害者等に対する支援が十分ではなく、疎外感や無力感に苦しめられています。

さらには、インターネット上のいわれなき書き込みなどにより、新たな精神的被害（二次的被害）にさらされるとともに、地域社会からの好奇の目や誤解から生まれる中傷などに心を痛め、社会から孤立することも多く、こうした被害も極めて深刻です。

## 《 犯罪の被害者やその家族・遺族の方が抱える問題 》

犯罪被害者の多くは、生命、身体、財産といった「直接的な被害」だけでなく、被害後に生じる、次のような「二次的被害」にも直面しています。

### 心身の不調

- \* 感情や感覚のマヒ
- \* 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- \* 事件に関することが頭の中によみがえる
- \* 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏
- \* 犯罪被害による身体的被害、障害及び後遺症

### 周囲の人の言動による傷つき

- \* 周囲の人からの興味本位な質問
- \* 心情に沿わない安易な励ましや慰め
- \* 相談機関・団体等での事務的な対応、説明不足
- \* 配慮に欠けるマスコミの取材・報道

### 生活上の問題

- \* 自宅が事件現場、再被害が怖いなどからの転居
- \* 就業困難で、収入が途絶
- \* 医療費、弁護士費用等の多額の出費
- \* 家族内のいさかい

### 捜査・裁判に伴う様々な負担

- \* 事件について何度も説明
- \* 事件に関する情報提供が不十分と感じる
- \* 慣れない法廷（裁判所）への出廷
- \* 民事裁判に費やす時間や費用

### 加害者からの更なる被害

- \* 報復されるのではないかと不安
- \* 謝罪しないなど、加害者の不誠実な対応
- \* 裁判における加害者側の責任逃れや事実と違う主張

**孤立・不安**

- ◆ 県では、被害者の現状を理解し支える体制の充実に努めます。
- ◆ 県民ひとり一人ができること（身近な方、地域の方の理解と支えが必要です。）  
まず犯罪の被害に遭い、苦しんでいる人がいるということを知り、被害者のことを他人事と考えず、自分の身に起こったらと考えるように心がけましょう。

### 3 国の「犯罪被害者等施策に関する世論調査」結果等

平成 29 年 2 月に内閣府が警察庁と協力して取りまとめた「犯罪被害者等施策に関する世論調査」の結果は、次のとおりです。

- 調査時期 平成 29 年 1 月 12 日～同年 1 月 22 日
- 調査対象 全国 18 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人
- 有効回収率 1,878 人 (62.6%)

#### 【主な調査結果】

- ◆ 犯罪被害者等施策の認知度について
  - ・犯罪被害者等基本法 25.1% ・犯罪被害者等基本計画 6.9%
  - ・犯罪被害給付制度 21.8% ・被害者参加制度 15.6%
  - ・犯罪被害者週間 6.9% ・裁判員制度 89.7%
  - ・どれも見たり聞いたりしたことがない、わからない 7.3%
- ◆ 犯罪被害者等の相談機関・窓口の認知度
  - ・性暴力・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 11.8%
  - ・婦人相談所 17.3% ・配偶者暴力支援センター 29.0%
  - ・女性センター（男女共同参画センターなど） 27.5% ・児童相談所 83.3%
  - ・地方公共団体の犯罪被害者等の総合的対応窓口 12.0%
  - ・犯罪被害者支援センター 25.5% ・法テラス 30.9%
  - ・都道府県警察の犯罪被害者支援室 18.7%
  - ・どれも知らない、わからない 9.3%
- ◆ 被害が潜在化しやすい犯罪（性犯罪、DV・ストーカー、児童虐待等）にあった場合
  - 主な相談先
    - ・警察 47.2%
    - ・警察以外の公的機関（婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等） 9.6%
    - ・民間の専門家や専門機関（弁護士・カウンセリング機関等） 6.6%
    - ・家族や親戚 26.2%
    - ・誰（どこ）にも相談しない 1.4%
  - 相談先を選ぶ主な理由
    - ・身近な存在だから 48.4% ・身の安全を守ってくれそうだから 45.4%
    - ・秘密を守ってくれそうだから 39.2%
    - ・親身になって話を聞いてくれそうだから 38.9%

今後、本調査結果を踏まえ、相談者が安心して相談できる環境の整備や信頼性の向上に努めるとともに、相談機関等の認知度の向上に向けた効果的な広報等を行っていく必要があります。